

延岡市介護支援専門員研修受講費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護支援専門員の就業の促進及び継続の支援を図るため、研修を修了し、介護サービス事業所に就業している者、内定を得て就業予定の者又は就業を希望する者に対し、予算の定めるところにより補助金を交付することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援専門員 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。
- (2) 研修 次のア及びイに掲げるものをいう。
 - ア 実務研修 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修をいう。
 - イ 更新研修 法第69条の8第2項に規定する更新研修をいう。
- (3) 指定研修実施機関 法第69条の33第1項に規定する指定研修実施機関のうち、次条の補助対象者が研修を受講したものをいう。
- (4) 受講料等 指定研修実施機関が定める受講料及び指定研修実施機関が指定する教材の購入費用をいう。
- (5) 介護サービス事業所 次のアからキまでに掲げる事業を営む市内に存する事業所をいう。
 - ア 法第8条第1項に規定する居宅サービスを行う事業
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
 - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う事業
 - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
 - カ 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業
 - キ 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助金の申請をしようとする日（以下「申請日」という。）が属する年度内に研修を修了した者のうち、受講料等を全額支払っているもの
- (2) 介護サービス事業所に就業している者、内定を得て就業予定の者又は就業を希望する者

- (3) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に規定する国民健康保険の保険料（以下「市町村民税等」という。）を滞納していない者

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が支払った研修の受講料等とする。

- 2 前項の受講料等について、補助対象者が雇用されている介護サービス事業所から補助を受ける場合には、当該補助を受けた金額を補助対象経費から差し引くものとする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、補助金の上限額は、次の各号に掲げる研修の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 実務研修 5 万円
(2) 更新研修 3 万円

- 2 補助金の額の総額は、各年度の予算の額を限度とする。

（補助金の申請）

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受講した研修の受講料等が分かるもの（研修パンフレット等）
(2) 介護支援専門員証の写し
(3) 研修の修了証明書の写し
(4) 受講料等の領収書の写し
(5) 介護サービス事業所に就業している者又は内定を得て就業予定の者にあつては、就業・内定証明書（様式第 1 号）（申請日の 1 か月以内に発行されたものに限る。）
(6) 介護サービス事業所に就業を希望する者にあつては、申告書（様式第 2 号）
(7) 市町村民税等を滞納していないことを証明する書類
(8) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の補助金等交付申請書は、研修を修了した日の属する年度の末日（その日が延岡市の休日を定める条例（平成 3 年条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日前の最も近い市の休日でない日）までに提出しなければならない。

（手続の特例）

第 7 条 補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

- (1) 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき事業計画書及び収支予算書の提出

- (2) 規則第 12 条第 1 項に規定する補助事業実績報告書及び収支計算書の提出
- (3) 規則第 13 条第 1 項の規定による補助金の額の確定

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。